

# 長期優良住宅認定手数料

本表において、「法」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)をさす。

単位:円/件

(1) 法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	
次の(1)から(3)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額	
一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額	
一戸建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき又は建築行為を行わないときは、(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額	
(1) 住宅を新築しようとする場合	
ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	
(ア) 100平方メートル以内のもの	7,100
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	13,000
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	22,000
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	32,000
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	57,000
(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	94,000
(キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	161,000
(ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの	190,000
(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの	203,000
イ ア以外の場合	
(ア) 100平方メートル以内のもの	52,000
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	122,000
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	196,000
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	386,000
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	691,000
(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1,188,000
(キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	2,198,000
(ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの	3,140,000
(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの	3,847,000
(2) 住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合又は建築行為を行わない場合	
ア (1)の(ア)に規定する書類が提出された場合	
(ア) 100平方メートル以内のもの	10,000
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	19,000
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	33,000
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	47,000
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	85,000
(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	140,000
(キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	242,000
(ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの	284,000
(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの	304,000
イ ア以外の場合	
(ア) 100平方メートル以内のもの	78,000
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	183,000
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	293,000
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	579,000
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1,037,000
(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1,782,000
(キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	3,296,000
(ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの	4,710,000
(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの	5,770,000
(2) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	
当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、	
住宅を新築する際に認定を受けたものである場合	
(1)の号(1)のアの(ア)から(ケ)まで又はイの(ア)から(ケ)までに掲げる額	
一戸建ての住宅の場合においては、(1)の号(1)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額	
住宅を増築若しくは改築する際に認定を受けたもの又は建築行為を行わず認定を受けたものである場合	
(1)の号(2)のアの(ア)から(ケ)まで又はイの(ア)から(ケ)までに掲げる額	
一戸建ての住宅の場合においては、(1)の号(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額	
(3) 法第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	
	2,300
(4) 法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	
	2,300
(5) 法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	
	160,000